防衛研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する達を次のように定める。

平成26年 6月20日

防衛研究所長 三村 亨

防衛研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する達

改正 平成27年 4月10日防衛研究所達第1号 令和 4年10月27日防衛研究所達第52号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛研究所における職員の研究活動に係る不正行為を防止するとともに、研 究活動に係る不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するため に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 「職員」とは、防衛研究所に勤務する職員をいう。
 - (2) 「研究活動に係る不正行為」とは、発表された研究成果の中の捏造、改ざん又は盗用をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合は、不正行為にはあたらない。
 - 一 「捏造」 存在しないデータ又は研究結果等を作成することをいう。

- 二 「改ざん」 既存のデータ又は研究結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 三 「盗用」 他の研究者等の発想、分析・解析方法、データ、研究結果又は用語を適切な表示をせずに使用することをいう。
- (3) 「各部等」とは、企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官(国際交流・図書担当)及び特別研究官(政策シミュレーション担当)をいう。

(職員の責務)

- 第3条 職員は、高い倫理性を保持し、研究活動に係る不正行為を行ってはならない。
- 2 職員は、第10条から第18条までに定める調査に協力するものとする。
- 3 職員は、前項の調査に協力し得るよう、研究資料(研究成果発表に使用した資料)を適切に 保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければなら ない。

(受付窓口)

- 第4条 防衛研究所における研究活動に係る不正行為に関する通報及び通報に関する相談(通報 までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。)に対応するため、企画部に受付窓口を置く。 (通報処理体制の周知)
- 第5条 企画部長は、受付窓口、通報及び通報に関する相談に関する事項その他必要な事項を周 知する。

(通報)

- 第6条 通報は、書面(ファクシミリ及び電子メールにより送信されたものを含む。以下同じ。)、 電話、面談等により行うことができる。
- 2 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに研究幹事(研究幹事が当該通報の対象となっている場合又は当該通報を行った場合は、各部等の長から副所長が指名する者。)に報告するものとする。
- 3 通報は、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 氏名及び連絡先

- (2) 研究活動に係る不正行為を行った疑いのある職員の氏名又はグループの名称
- (3) 研究活動に係る不正行為の具体的内容
- 4 通報は、客観的かつ合理的な根拠に基づくものとする。
- 5 受付窓口は、書面により通報を受け付けた場合には、通報を受け付けた旨を当該通報を行った者(以下「通報者」という。)に通知する。第3項及び第4項の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について求めるものとする。
- 6 受付窓口は、当該通報の対象に防衛研究所以外の大学・研究機関等(以下「他の大学・研究機関等」という。)に所属する者が含まれる場合は、当該他の大学・研究機関等の長に当該通報を回付するものとする。

(通報に関する相談)

- 第7条 通報に関する相談は、書面、電話、面談等により行うことができる。
- 2 受付窓口は、前項の相談を受け、必要と認める場合には、通報に準じて取り扱うことができる。

(不利益な取扱いの禁止)

- 第8条 職員は、通報又は通報に関する相談をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない。
- 2 被通報者(通報の対象となっている職員のことをいう。以下同じ。)は、単に通報の対象となっていることをもって、当該通報に係る研究を行うことを全面的に禁止される等過度の措置を受けない。

(受付窓口の担当者及び調査関係者の義務)

第9条 受付窓口の担当者及び第10条から第18条に定める調査業務に関与した者(以下「調査関係者」という。)は、当該業務上知ることのできた情報を漏らしてはならない。

(予備調查)

第10条 研究幹事(研究幹事が当該通報の対象となっている場合又は当該通報を行った場合は、 第6条第2項に基づき指名された各部等の長。以下同じ。)は、第6条第2項の規定による 報告を受けたときは、各部等の長から予備調査を行う者(以下「予備調査担当部長」という。) を指名し、次の各号に掲げる事項について、速やかに予備調査を行わせるものとする。

- (1) 当該通報に示された研究活動に係る不正行為が行われた可能性の有無
- (2) 第6条第4項に示された根拠の客観性及び合理性
- (3) その他必要と認める事項
- 2 予備調査担当部長は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、 必要な協力を求めることができる。
- 3 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力するものとする。
- 4 予備調査担当部長は、調査の開始後原則として30日以内に第1項に定める事項の調査の結果について、研究幹事に報告するものとする。

(本調査)

- 第11条 研究幹事は、前条の予備調査の結果に基づき、当該通報がなされた案件について、本 調査を行うべきか否かを速やかに決定するものとする。
- 2 研究幹事は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに所長に報告するとともに、その 旨を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 3 研究幹事は、本調査を行わないことを決定したときは、速やかにその理由を付してその旨を 通報者に通知するとともに、前条第2項において必要な協力を求めた場合には、被通報者そ の他関係者に対してその旨を通知するものとする。また、必要と認める場合には、第6条第 6項に規定する当該通報を回付した他の大学・研究機関等の長にその旨を通知するものとす る。

(調査委員会)

- 第12条 研究幹事は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置するものとする。
- 2 前項の調査委員会は、研究幹事を委員長とし、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 予備調查担当部長
 - (2)委員長が指定する職員
 - (3) 委員長が指定する防衛研究所に所属しない学識経験を有する者

(4) その他委員長が必要と認める者

(調査委員会設置の通知)

- 第13条 研究幹事は、調査委員会設置後、速やかに調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通 報者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から10日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の異議申立てがあった場合、研究幹事はその内容を審査し、審査結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、当該異議申立てに係る委員を交代させた場合には、新たに委員となった者の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

(調査の方法)

- 第14条 調査委員会は、調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 2 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力するものとする。
- 3 調査は、当該通報において指摘された研究に係る論文及びデータ等の精査並びに関係者から の聴取により行うものとし、必要に応じ、被通報者に対して、資料の提出を求めることがで きる。
- 4 調査委員会は、調査に際し、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において必要と認めるときは、当該通報の対象となっていない研究を、調査の対象とすることができる。
- 6 調査委員会は、第3項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料の保全措置をとることができる。
- 7 調査委員会は、調査に際し、調査対象の研究に係る公表前の論文及びデータ等が、調査に必要な範囲を超えて知られることのないよう配慮しなければならない。

(調査結果の報告)

第15条 調査委員会は、調査委員会設置後、原則として120日以内に次の各号に掲げる事項

の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、所長に報告する。また、研 究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合又は通報が職員によるもので悪意に基づ くことが判明した場合には、当該調査の結果を企画部長に通知するものとする。

- (1) 研究活動に係る不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動に係る不正行為が行われたと認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の程度
- (3) 研究活動に係る不正行為が行われなかったと認定される場合にあって、調査を通じて通報が悪意に基づくことが判明した場合はその旨

(調査の結果の通知)

- 第16条 研究幹事は、前条の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で研究活動に係る不正行為に関与したと認定された職員を含む。以下同じ。)に通知するとともに、必要と認める場合には、第6条第6項に規定する当該通報を回付した他の大学・研究機関等の長にその旨を通知するものとする。
- 2 研究幹事は、前条の調査の結果、当該通報が悪意に基づくものであると認定され、かつ当該 通報者が他の大学・研究機関等に所属する者であるときは、速やかに当該他の大学・研究機 関等の長に通知するものとする。

(不服申立て)

- 第17条 第15条の調査の結果、研究活動に係る不正行為が行われたと認定された被通報者は、 前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、研究幹事に対し、不服申立てをすることが できる。
- 2 第15条の調査の結果、当該通報が悪意に基づくものであると認定された通報者は、前条第 1項の通知を受けた日から30日以内に、研究幹事に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、前条第1項の通知を受けた日から30 日の期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 研究幹事は、第1項の不服申立てを受けたときは、速やかにその旨を通報者に通知するとと もに、必要と認める場合には、第6条第6項に規定する当該通報を回付した他の大学・研究

機関等の長にその旨を通知するものとする。

5 研究幹事は、第2項の不服申立てを受けたときは、速やかにその旨を被通報者に通知すると ともに、通報者が他の大学・研究機関等に所属する通報者である場合には、当該他の大学・ 研究機関等の長に、その旨を通知するものとする。

(不服申立ての審査及び再調査)

- 第18条 研究幹事は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、速やかにその旨を 所長に報告し、企画部長に通知するとともに当該調査を行った調査委員会において不服申立 ての審査を行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その他公正性 に関わるものである場合には、研究幹事が必要と認めるときは、調査委員会の委員を交代さ せることができる。
- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該案件の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 3 研究幹事は、前項の決定を速やかに所長に報告し、企画部長に通知するとともに、被通報者 及び通報者に通知するものとする。
- 4 調査委員会は、再調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、当該案件の速やかな解決に必要な協力を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力するものとする。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、再調査を行う決定をした日から原則として50日以 内に、当該再調査の結果をまとめ、所長に報告し、企画部長に通知するものとする。
- 7 研究幹事は、前項の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、必要と 認める場合には、第6条第6項に規定する当該通報を回付した他の大学・研究機関等の長に その旨を通知するものとする。
- 8 研究幹事は、第6項の調査の結果、当該通報が悪意に基づくものであると認定され、かつ当該通報者が他の大学・研究機関等に所属する者であるときは、速やかに当該他の大学・研究機関等の長に通知するものとする。

(調査結果の公表等)

- 第19条 所長は、第15条(不服申立てがなされた場合には第18条第6項)の調査委員会の調査結果(本条第4項及び次条ただし書を除き、以下「調査結果」という。)として、研究活動に係る不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表する。
 - (1) 研究活動に係る不正行為に関与した職員の所属及び氏名
 - (2) 研究活動に係る不正行為の内容
 - (3)調査委員会委員の所属及び氏名
 - (4)調査の方法及び手順
 - (5) その他必要と認める事項
- 2 所長は、調査結果として、研究活動に係る不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果の公表は行わない。ただし、調査案件が調査関係者以外の知るところとなっている場合又は研究成果に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、不正行為は行われていないこと(研究成果に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。)、被通報者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法及び手順等とする。
- 3 所長は、調査結果として、当該通報が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表することができる。
- 4 所長は、前3項の規定により、第15条の調査結果の報告に基づく公表を行うときは、第1 7条第1項又は第2項の規定による不服申立ての期間を考慮して行う。

(認定後の措置)

第20条 所長は、調査結果として、研究活動に係る不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、第14条第6項の証拠となる資料等の保全措置その他当該通報に基づき講じた一切の措置を解除するとともに、当該案件において不正行為が行われていない旨を調査関係者に周知する等研究活動に係る不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。ただし、第15条の調査結果の報告に基づき当該措置を講じるときには、第17条第1項又は第2項の規定による不服申立ての期間を

考慮して行う。

(雑則)

第21条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、企画部長が定める。

附則

この達は、平成26年 6月24日から施行する。

附 則(平成27年4月10日防衛研究所達第1号)

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則(令和4年10月27日防衛研究所達第 号)

この達は、令和4年10月27日から施行する。